

○個人情報保護委員会規則三号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和三年八月二十五日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル） 第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。 「一〇五 略」 六 法第十九条第八号に規定する情報照会者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、法別表第二の第二欄に掲げる事務において保有するもの以外のもの及び法第十九条第八号に規定する情報提供者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報</p>	<p>（法第二十八条第一項の特定個人情報ファイル） 第四条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。 「一〇五 同上」 六 法第十九条第七号に規定する情報照会者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、法別表第二の第二欄に掲げる事務において保有するもの以外のもの及び法第十九条第七号に規定する情報提供者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報</p>

ファイルであつて、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報記録するものに限る。）以外のもの並びに法第十九条第九号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）をいう。）以外のもの

〔七〇十 略〕

ファイルであつて、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報記録するものに限る。）以外のもの並びに法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）をいう。）以外のもの

〔七〇十 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十六号に基づき同条第十四号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十六号に基づき同条第十四号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十六号に基づき同条第十四号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十四号に準ずるものとして同条第十六号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に関する規則の一部改正）
 第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>（条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）</p> <p>第二条 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める地方公共団体の長その他の執行機関は、地方公共団体の長その他の執行機関（法令</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>（条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）</p> <p>第二条 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める地方公共団体の長その他の執行機関は、地方公共団体の長その他の執行機関（法令</p>

の規定により条理事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。)とする。

3 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者は、当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条理事務の内容と類似しているものであって次の各号のいずれかに該当するもの(次項において「法定事務等」という。)を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの(法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)とする。ただし、提供することができると特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関(以下「限定機関」という。)が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号)第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあつては、限定機関を除く。

【一〇三 略】

4 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報とは、法定事務等において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報とする。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。

一 「略」

の規定により条理事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。)とする。

3 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者は、当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条理事務の内容と類似しているものであって次の各号のいずれかに該当するもの(次項において「法定事務等」という。)を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの(法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)とする。ただし、提供することができると特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関(以下「限定機関」という。)が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号)第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあつては、限定機関を除く。

【一〇三 同上】

4 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報とは、法定事務等において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報とする。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。

一 「同上」

二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

（届出及び公表）

第三条 法第十九条第九号の規定に基づき特定個人情報の提供を求める地方公共団体の長その他の執行機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

「一〇四 略」

2 「略」

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により届出のあった事項が前条各項のいずれにも該当すると認めたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

「4〇6 略」

（中止の届出及び公表）

第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

（届出及び公表）

第三条 法第十九条第八号の規定に基づき特定個人情報の提供を求める地方公共団体の長その他の執行機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

「一〇四 同上」

2 「同上」

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により届出のあった事項が前条各項のいずれにも該当すると認めたときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。

「4〇6 同上」

（中止の届出及び公表）

第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第八号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

<p>2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。</p> <p>3 個人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。</p>	<p>2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。</p> <p>3 個人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法十九条第八号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則の一部改正)

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則</p> <p>(申出及び公表)</p> <p>第二条 法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項に規定する法第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則</p> <p>(申出及び公表)</p> <p>第二条 法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項に規定する法第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他</p>

の執行機関（以下「限定機関」という。）は、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項に基づき、その旨を申し出ようとするときは、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度の前々年度末までに、次に掲げる事項を記載した申出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。ただし、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度が平成二十九年までの場合においては、平成二十八年度中に申出書を個人情報保護委員会に提出することができるものとする。なお、地方公共団体が法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例を制定する場合においては、あらかじめ個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者等で構成される合議制の機関の意見を聴くよう努めるものとする。

〔一〜四 略〕

2
〔略〕

3 個人情報保護委員会は、申出に不備がないことを認めるときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

4
〔略〕

（中止又は変更の申出及び公表）

第三條 前條第一項の規定による申出をした限定機関は、同項第一号の條例を廃止又は改正して法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項に規定する法第十九條第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定を中止し、又は変更しようとするときは、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度の前々年度末までに、次に掲げる事項を記載した申出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。ただし、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度が平成二十九年までの場合においては、平成二十八年度中に申出書を個人情報保護委員会に提出することができるものとする。なお、地方公共団体が法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例を制定する場合においては、あらかじめ個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者等で構成される合議制の機関の意見を聴くよう努めるものとする。

の執行機関（以下「限定機関」という。）は、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項に基づき、その旨を申し出ようとするときは、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度の前々年度末までに、次に掲げる事項を記載した申出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。ただし、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度が平成二十九年までの場合においては、平成二十八年度中に申出書を個人情報保護委員会に提出することができるものとする。なお、地方公共団体が法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例を制定する場合においては、あらかじめ個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者等で構成される合議制の機関の意見を聴くよう努めるものとする。

2
〔同上〕

3 個人情報保護委員会は、申出に不備がないことを認めるときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。

4
〔同上〕

（中止又は変更の申出及び公表）

第三條 前條第一項の規定による申出をした限定機関は、同項第一号の條例を廃止又は改正して法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項に規定する法第十九條第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定を中止し、又は変更しようとするときは、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度の前々年度末までに、次に掲げる事項を記載した申出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。ただし、法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例の施行の日の属する年度が平成二十九年までの場合においては、平成二十八年度中に申出書を個人情報保護委員会に提出することができるものとする。なお、地方公共団体が法第二十六条において読み替えて準用する法第二十二條第一項の條例を制定する場合においては、あらかじめ個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者等で構成される合議制の機関の意見を聴くよう努めるものとする。

するときは、その旨を個人情報保護委員会に申し出なければならない。
い。この場合においては、前条の規定を準用する。

するときは、その旨を個人情報保護委員会に申し出なければならない。
い。この場合においては、前条の規定を準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。